

石巻市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成28年6月2日

石巻市監査委員 柴山耕一

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 伊藤啓二

- 1 監査対象部課等 病院局  
事務部、石巻市立病院及び石巻市立牡鹿病院
- 2 監査期間 平成28年4月6日から同年6月2日まで
- 3 監査対象範囲 平成27年度一般事務及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理運営（平成28年2月29日現在）
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成27年度一般事務及び財務に関する事務の執行並びに経営に係る事業の管理運営について事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理について別紙のとおり指摘します。  
なお、指摘事項以外の軽微な事項については、別途指導しました。

# 指 摘 事 項

平成25年度の定期監査において指摘したにもかかわらず、改善が見られない事項

対象部局	不適正事項	
	項目	内 容
病院局 病院管理課	支出一般	<p>1 不適正な支出について</p> <p>(1) 前回指摘事項が全く改善されておらず、再度指摘する部分</p> <p style="padding-left: 2em;">単価契約に基づく検査業務委託料の支払において、請求単価が契約単価と異なるにもかかわらず、支払が行われていた。</p> <p style="padding-left: 2em;">これは、請求書の内容が適正であるかどうかの確認を怠ったことが原因であるが、請求書を受領した際は、必ず請求内容を確認し、適正な支出を行われたい。</p> <p>(2) 今回、上記に加えて強く求めること</p> <p style="padding-left: 2em;">検査業務などの多数の検査項目を伴う単価契約に係る支払処理については、適正な支出事務が行われるよう課全体としてチェック体制を整備し、今後再発しないよう徹底を図られたい。</p>
病院局 石巻市立 牡鹿病院	収入事務	<p>1 未収金に係る事務について</p> <p>(1) 前回指摘事項が全く改善されておらず、再度指摘する部分</p> <p style="padding-left: 2em;">診療後、一部負担金を窓口で支払できず納入通知を受け取った患者で、納期限を過ぎた後も未払いとなっている未納者に対しては、再度来院した際や電話で納入の催促をしているとのことであったが、文書での督促はしていなかった。</p> <p style="padding-left: 2em;">診療料金は私債権であり、地方自治法上、督促を文書で行うことが明文化された規定はないが、時効中断の効力を有するなど法的に重要な意味を持つものであり、後日の紛争を避けるためにも、納期限を定めて必ず文書で督促を行うこと。</p> <p>(2) 今回、上記に加えて強く求めること</p> <p style="padding-left: 2em;">入院・外来収益等の未収金（平成28年3月末現在：72件、1,311,504円）の回収については、未</p>

		<p>納額の大小にかかわらず、電話や来院した際の納入催促のみではなく、自宅への訪問や納入に係る誓約書の提出を求めるなど、様々な手段を用いて確実な回収に努めること。</p> <p>なお、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 171 条の 2 ほかの規定を参考にするほか、簡易裁判所への支払督促の申立てなどについて、総務部総務課の法制企画官と協議されたい。</p>
--	--	--

## 《上記2件を通じての監査委員意見》

今回の定期監査において、前回定期監査で指摘された事項にもかかわらず、事務引継ぎのミスによる不適切な事務の未改善や支払事務における確認不足などによる過払いが起きるなど、健全な病院運営を行うにおいてあってはならないミスが起こったことは管理監督者及び職員の業務改善に対する意識の低さや意思疎通が不十分であった結果であると考えられる。

このことから、本年9月に新たに石巻市立病院が開院されるのを前に、改めて管理監督者及び職員の業務意識の向上や健全な病院運営に資するため、内部統制の強化が必要である。

病院運営において生じ得る様々なリスクの発生を防止し、業務の適正を確保するための体制を構築し、整備された諸規程に則って運用することが病院の信用度の向上、ひいては収益の確保につながるものと考えられるので、内部統制の強化に全力を挙げて取り組まれない。

なお、具体的には次のように取り組まれることが望ましい。

- 1 諸規程に基づき、また、職責に基づき確実に事務を執行し、段階に応じチェックを実施されたい。そうしていれば大きな問題は発生しなかったはずである。
- 2 今後は、指摘事項が改善されているかのチェックを必ず実施されたい。
  - (1) 検査業務、医薬品の単価契約の請求額誤りは何度も発生しているので、複数人でチェックする体制を確立されたい。
  - (2) 未収金に係る事務については、定期的に病院局事務部長が進捗や事務処理について確認されたい。

近年、地方自治体の強制徴収によらない債権について、厳しい対応を行っている地方自治体も見受けられるので、従来の手法にとらわれることなく対応されることを望むものである。

- 3 病院局だけの問題ではなく石巻市全体に言えることであるが、職員は改めて基本に立ち返り、自分に与えられた職責をきちんと果たすよう強く求めるものである。

特に「人事異動時において事務引継ぎが行われなかった。」などということは、自己の責任逃れのための言い訳としか映らない。このことを改めて認識されたい。